

2021（令和3）～2025（7）年度の収支見通しの前提について  
（一定の前提に基づく機械的試算）

1. 5年収支見通しの主な前提

（1）被保険者数等の見通し

- ① 2020（令和2）、2021（3）年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行う。
- ② 2022（令和4）年度以降については、「日本の将来推計人口」（平成29年4月国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽの被保険者数等の割合を一定とする。
- ③ 2022（令和4）年度と2024（6）年度に実施予定の被用者保険の適用拡大<sup>1)</sup>の影響を試算に織り込む。

注： 1) 短時間労働者について、2022年10月に100人超規模の企業、2024年10月に50人超規模の企業まで被用者保険を適用することになった。また、短時間労働の公務員に適用される医療保険は2022年10月に協会けんぽから公務員共済に変更されることとなった。

(2) 総報酬額の見通し

- ① 2020（令和2）、2021（3）年度については、令和1年度決算等の直近の協会けんぽの実績に基づく賃金上昇率を使用する。
- ② 2022（令和4）年度以降については、以下の3ケースの前提をおく。

（単位 %）

	2022(令和4)年度	2023(5)	2024(6)	2025(7)
I 1.2% <sup>1)</sup> で一定	1.2	1.2	1.2	1.2
II 0.6% <sup>2)</sup> で一定	0.6	0.6	0.6	0.6
III 0.0%で一定	0.0	0.0	0.0	0.0

- 注： 1）平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去5年における最大値（平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）である平成30年度の値。
- 2）平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去8年平均（平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）。中長期（10年程度）の実績を基本としつつも、平成22～23年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外。

### (3) 保険給付費の見通し

○ 医療給付費については、次の通りとする。

- ① 2020（令和2）、2021（3）年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績に基づいて推計（消費税の引上げに伴う影響を見込む）を行う。
- ② 2022（令和4）年度以降については、平成28～令和1年度（4年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸び率の平均（実績）を使用する。ただし、平成28年度の伸び率は高額薬剤の影響を除外して計算した伸び率を使用する。

（単位 %）	
75歳未満	2.0
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.5 <sup>1)</sup>

注：1) 令和1年度実績が令和1年12月までしか公表されていないため、令和1年度については9か月分の伸び1.8%を用いて平均を算出している。収支見通し公表にあたっては、判明している直近の実績までを織り込んだ前提に置き換える予定。

○ 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用する。

### (4) その他

追加ケースとして、新型コロナウイルス感染拡大の影響を織り込んだケースを検討する。

## 2. 保険料率について

- 以下のケースについて試算を行う。
  - ① 現在の保険料率10%を据え置いたケース
  - ② 均衡保険料率
  - ③ 保険料率を引下げた複数のケース